

第 1 部

総 説

第1章 平成22事務年度（平成22.7.1～平成23.6.30）の主要事項

1 東日本大震災への対応

(1) 被災と復旧

東日本大震災は、所得税等の確定申告期限の直前である平成23年3月11日（金）14時46分頃、多数の納税者が確定申告会場に来署している中で発生した。

この震災により、税務大学校仙台研修所の職員1名、石巻署及び相馬署の非常勤職員2名が亡くなり、職員の家族や住居も大きな被害を受けた。また、津波により大船渡署の1階が水没したほか、多数の局署庁舎における内外壁の亀裂、ライフライン（電気、ガス、水道）の寸断などの多大な被害が発生した。

これにより、震災直後の3月14日は、仙台局及び関信局管内の10署が業務を休止し、34署が窓口事務しか行えない状況となったが、4月18日には、庁舎が使用できない大船渡署及び須賀川署を除き、全ての署で通常業務の再開を果たした。

(2) これまでの対応

東日本大震災への対応として、以下のような取組を行った。

イ 申告・納付等の期限の延長

3月12日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨公表した（3月15日告示）。これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しているところであり、青森県及び茨城県については7月29日を期日として指定した。

また、今般の震災により、延長期限

の期日までに申告・納付等の手続きが困難な納税者については、個別に期限の延長が認められることから（個別指定）、当該期日や個別指定について広報・周知し、納税者からの相談に適切に対応することとした。

ロ 災害に関する税務上の取扱い等の周知

震災発生後速やかに、次のような災害に関する税務上の取扱い等について、パンフレットやホームページ等を通じて周知・広報を行った。

- (イ) 募金団体を通じた義援金等に係る確認手続の緩和（3月15日）
- (ロ) 義援金を支出した場合の一般的な課税関係（3月18日）
- (ハ) 災害に関する主な税務上の取扱い（資産の復旧費用や災害見舞金などの取扱い）（3月24日）
- (ニ) 被災した酒類製造場等に係る酒類製造免許等の取扱いの特例（3月25日）
- (ホ) 災害を受けた場合の納税の緩和制度（4月6日）
- (ヘ) 輸出用酒類に関する証明書の発行（4月8日）
- (ト) 被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等の取扱いの特例（4月15日）
- (チ) 震災に関する諸費用の法人税の取扱い（4月20日）
- (リ) 損失額の合理的な計算方法による雑損控除の計算や自動車重量税・印紙税等の減免措置等（4月28日）
- (ヌ) 震災に関する諸費用の所得税の取扱い（6月8日）

ハ 避難中の納税者への対応

3月22日以降、東日本大震災により

被災した納税者等が全国の避難所等に避難している状況を踏まえ、税に関する相談、還付金の支払に関する問い合わせ及び納税証明書の交付等について、避難所等の最寄りの税務署で対応できる体制の整備を図った。

ニ 震災特例法の施行に伴う対応

4月27日、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が成立し、被害を受けた住宅や家財等につき、平成22年分所得税に係る雑損控除等の適用が可能となる措置などが創設された。

これに伴い、被災地域を所轄する署を中心として多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出が見込まれたことから、

- (イ) 被災地域においては、署間、局署間や他局からの応援派遣の実施により必要な要員を確保する
- (ロ) 仙台局、関信局、東京局での電話相談における東日本大震災に関する問い合わせには、専用番号「0番」を設け、相談員を増員して対応する、また、5月13日以降は、仙台局電話相談センターの東京サテライトを開設して対応する
- (ハ) パンフレットや国税庁ホームページ等を通じて震災特例法の内容等について周知・広報する
- (ニ) 被災地域や納税者の方の実情に応じて、説明会や出張相談等を実施する
- (ホ) 制度の周知・広報、説明会等の実施に当たっては、地方団体・関係民

間団体と連携、協調して対応する

(ハ) 避難所等の最寄りの税務署でも申告相談に対応するなどの取組みを行った。

ホ 被災地の税務署への応援体制

仙台局については、多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出に対応するため、4月25日以降、署間（延べ4,495人）、局署間（延べ1,621人）、東京局及び関信局等からの応援派遣（延べ1,102人）を行うことにより、必要な要員を確保した（6月末日現在）。

ヘ 国税職員の地方公共団体に対する人的支援

3月19日以降、仙台局において、2の県庁及び29の市役所等に対し、延べ4,794人の職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行った（6月末日現在）。

2 税務行政における電子化の進展

(1) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及に向けた取組

e-Taxについては、平成20年9月に「オンライン利用拡大行動計画」（以下「行動計画」という。）がIT戦略本部において決定され、国税の重点15手続について、平成25年度末の利用率を65%とする新たな目標値が掲げられたことから、この目標値の達成に向けて、更なる普及に努めていくこととしている。

平成22事務年度においても、引き続き、e-Taxの普及を国税庁における当面の最重要課題の一つとして位置付け、各種施策に取り組んだ。具体的には、これまで同様、納税者への個別勧奨に加え、税理士に対して代理送信の協力を要請し、関係

民間団体とも十分な連携を図るとともに、新たに①e-Taxや確定申告書等作成コーナーの機能改善、②e-Tax受付時間の拡充などの利用者利便の向上を図った。

これらの結果、平成22年度における「行動計画」の重点手続の利用件数は17,566千件（前年対比106.0%）となり、利用率は50.2%（前年45.4%）となった。

今後も、e-Taxの更なる普及拡大を図るため、各種施策を積極的に実施していくこととしている。

(2) 所得税申告書等の地方団体へのデータ提供の開始

地方団体による所得税申告書等の閲覧については、従来、書面申告の場合は、複写式の申告書の回付により、e-Tax申告の場合は、税務署において紙出力した申告書の交付により行ってきたところだが、地方税法の改正により、国税庁と地方団体との間で所得税申告書等のデータ提供が可能となったことから、平成23年1月4日以降に提出される所得税申告書等について、地方団体に対しデータによる提供を開始した。

当該データ提供は、国税当局及び地方団体双方において、事務量削減等の効果が見込まれることから、更なる拡大に向けた施策として、現在、国税当局と地方団体の間で書面により情報提供を行っているもののうち、電子データ化を行うことで事務の効率化が見込まれる情報についてもデータによる提供が可能となるよう検討を進めている。

3 内部事務一元化の定着に向けた取組

内部事務一元化は、これまで税務署内の複数の部署で行っていた内部事務を可能な

限り一つの部署（管理運営部門）で一体的に処理することにより事務の効率化を目指すとともに、納税者に対する受付窓口を一本化することにより納税者の利便性向上を目的とする施策である。

平成21年7月から全国の税務署に設置した管理運営部門においては、これまで、税務署内の複数の部署で税目別に行っていた同種の内部事務のうち、質問検査権等調査権限を行使しない事務を統合し、ITを活用しながら一体的に処理を行っている。

平成22事務年度においては、職員の担当する事務を一定期間ごとに変更して未経験の事務の習得を進めるとともに、納税者の利便性向上の観点から、窓口事務に対する職員の対応能力の向上に努めるなど、これまでの事務系統にとらわれないより効率的な事務処理体制への移行を更に進めた。

4 情報交換の積極的な実施

経済のグローバル化に伴い、企業や個人の海外取引や資産の保有・運用が増加する中、適正・公平な課税を実現するため、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施している。

平成22事務年度においては、バミューダとの租税協定が発効した（平成22年8月）ほか、シンガポール（平成22年7月）及びマレーシア（平成22年12月）との間で、国際基準への適合を主な内容とする改正租税条約が発効した。

こうした状況を受け、国税庁では各種会議や研修等を通じ、情報交換の積極的な利用を働きかけた結果、平成22年度に国税庁から外国税務当局に発した要請に基づく情報交換の件数は646件と前年度（315件）の2倍超に増加した。

また、国際タックスシェルター情報センター（JITSIC）に対して、平成19事務年度以降、ロンドン事務所に職員を派遣してきたが、平成23年6月にワシントン事務所にも職員を新規に派遣し、最新の租税回避事例やその対応策等に関する情報収集・提供・共有の強化を図った。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

平成22年度における我が国の経済情勢をみると、アジアを中心とした海外経済の堅調な成長、環境対応車の購入補助政策（エコカー補助金・減税）や家電エコポイント制度等により平成21年春頃から景気回復傾向を続けていた我が国の景気は、平成22年秋頃から、IT関連財、とりわけパソコン需要の減少を背景に、アジアを中心として生産調整が行われたことから、我が国の輸出も弱含み、さらにエコカー補助金の終了とも重なり、景気は足踏み状態となった。

その後、アジアにおける生産調整が進展するとともに、国内においてもエコカー補助金終了に伴う生産や消費の一時的な落ち込みが緩和していくにつれ、平成23年に入り景気は再び持ち直しに転じつつあった。

政府としても、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）のフェーズⅠ（デフレ清算期間）が目指すデフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするため、成長と雇用に重点を置き、予算、税制、規制・制度面から最大限の努力を行うことを平成23年度経済財政運営の方針と位置づけたところであった（「平成23年度政府経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月14日閣議決定）」）。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより、生産設備の毀損、サプライチェーンの障害、電力供給の制約等から我が国の景気は、生産面を中心に下押し圧力の強い状態となり、輸出や国内向けの出荷・販売に影響を与えている。

1 国内総生産

平成22年度の国内総生産の実質成長率は、平成21年度後半が外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により高い成長となったことから、プラス成長が見込まれたが、震災による強い下押し圧力が懸念された。しかしながら、実質成長率は3.1%増（平成21年度2.1%減）、名目成長率は1.1%増（平成21年度3.2%減）といずれもプラス成長となった。

2 個人消費

平成22年度の全世帯の実質消費支出（家計調査）は、10月から12月に一部の財で駆け込み需要の反動がみられた後は持ち直しの動きがみられた。しかし、震災後は、一部の必需品への需要が高まった一方で、先行き不透明感を背景とする消費者マインドの慎重化が個人消費を下押しする動きが見られ、前年度比1.1%減（平成21年度同1.1%増）となった。実質民間最終消費支出は前年度比1.6%増（平成21年度同1.2%増）となった。

3 住宅投資

平成22年度の住宅建設は、在庫や価格の調整が進んだことや、借入金利の低下、政府の住宅購入促進策などの影響から、持家・分譲を中心に持ち直しの動きが見られ、新築住宅着工件数は81.9万戸で前年度比5.6%増（平成21年度同25.4%減）となった。実質民間住宅投資は前年度比2.3%増（平成21年度同21.0%減）となった。もともと、震災の影響による供給制約などから、3月は減少した。

4 民間設備投資、鉱工業生産及び企業収益

平成22年度の民間設備投資は、実質で前年度比3.5%増（平成21年度同12.0%減）となった。

平成22年度の鉱工業生産は、前年度比

8.9%増（平成21年度同8.8%減）となった。

また、平成22年度の企業収益（法人企業統計）については、売上高（対前年度増加率）は、前年度比1.3%増（平成21年度同9.3%減）、経常利益は前年度比36.1%増（平成21年度同9.4%減）となった。

5 国際収支

平成22年度の輸出は、通関額（円ベース）で前年度比14.9%増（平成21年度同17.1%減）となり、輸入は前年度比16.0%増（平成21年度同25.2%減）となった。

この結果、平成22年度の貿易収支（国際収支ベース）は6.5兆円の黒字（平成21年度6.6兆円の黒字）、経常収支は16.1兆円の黒字（平成21年度15.8兆円の黒字）となった。

なお、平成22年度の対米ドル円相場は、円高傾向を辿り、9月には、6年半ぶりとなる為替介入が実施された。11月下旬から12月にかけては、一旦、84円台まで減価し、その後、80～83円台での動きを続けたが、震災後には、一時、既往最高値となる76円台をつける場面もみられた。こうした中、米国、英国、カナダ当局および欧州中央銀行との協調介入が実施され、3月末にかけて、83円台まで水準を戻した。

平成22年度平均では、85.71円／ドルと前年度（92.85円／ドル）より円高になった。

6 労働力需要

平成22年度の雇用情勢をみると、有効求人倍率は0.56倍（平成21年度0.45倍）と0.11倍上昇し、完全失業率は5.0%（平成21年度5.1%）となった。

7 物価動向

平成22年度の物価動向をみると、国内企業物価の前年比は国際商品市況の上昇の影響などから、年度末にかけて上昇基調で推移し、前年度比0.7%増（平成21年度同

5.2%減）となり、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小を続け、前年度比0.4%減（平成21年度同1.7%減）となった。

8 金利動向

平成22年度の金利の動向をみると、短期金融市場では、指標的なデータとされる無担保コールレート（オーバーナイト物）は、日本銀行の誘導目標（10月4、5日の金融政策決定会合までは0.1%前後、その後は0～0.1%程度）に沿って推移した。

長期金利は、12月にかけて、米国金利が上昇したことや、それを契機に投資家のポジション調整の動きがみられたことなどから、上昇した。その後は、米国金利の上昇が一服し、投資家のポジション調整の動きも一巡する中で、総じて小動きの展開となった。震災後から3月末にかけては、株価が弱含む局面で低下したあと、需給懸念などから幾分戻し、1.2%台での推移となった。

第2節 租税収入状況

1 平成22年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成22年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、41兆4,868億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）39兆6,430億円に対して1兆8,438億円（4.7%）の増収となり、前年度の決算額38兆7,331億円に対して2兆7,537億円（7.1%）の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

(1) 源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は31.3%と前年度の33.3%を下回っており、

一方、法人税の一般会計分税収に占める割合は21.6%と前年度の16.4%を上回った。

- (2) 直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は53.1%と前年度の51.2%を上回った。

2 主要税目別収入状況（平成22年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、10兆6,770億円であり、予算額に対して1,860億円（1.8%）の増収、前年度決算額に対して1,775億円（1.7%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、2兆3,073億円であり、予算額に対して97億円（0.4%）の減収、前年度決算額に対して1,071億円（4.4%）の減収となった。

22年分所得税の確定申告状況を所得者別の申告納税額で見ると、前年分に比べて、営業等所得者分が24億円（0.5%）減少、農業所得者分が45億円（21.3%）増加し、その他所得者分が315億円（1.8%）減少した。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者分20.6%、農業所得者分1.1%、その他所得者分78.3%となっている。

また、各所得者を通じた譲渡所得金額については、前年分に比べて2,264億円（6.7%）の増加となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は8兆9,677億円であり、予算額に対して1兆4,787億円（19.7%）の増収、前年度決算額に対して2兆6,113

億円（41.1%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆2,504億円であり、予算額に対して206億円（1.6%）の減収、前年度決算額に対して993億円（7.4%）の減収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、10兆333億円であり、予算額に対して1,217億円（1.2%）の減収、前年度決算額に対して2,258億円（2.3%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,893億円であり、予算額に対して63億円（0.5%）の増収、前年度決算額に対して275億円（1.9%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆7,501億円であり、予算額に対して1,741億円（6.8%）の増収、前年度決算額に対して349億円（1.3%）の増収となった。

